

9月20日(水)～26日(火)は動物愛護週間です



～犬、猫は適正に飼育しましょう～

猫に屋外でエサをあげないようにしましょう

屋外でエサを与え続けると、その地域にたくさんの猫が住み着き、繁殖もしやすくなります。その結果、排泄物による悪臭、畑や庭荒らしなど、近隣の迷惑になります。

猫は家の中で飼いましょう

外は、猫にとって病気、寄生虫、事故、迷子などの危険がいっぱいです。また、ふん尿や菜園荒らしなど、周りの人に迷惑な行為をすることがあります。野良猫を家の中で飼い馴らすときは、まずは、ケージ飼育から始めてください。

猫は不妊・去勢手術をしましょう

生まれてくる子猫に責任が持てないなら、不妊・去勢手術をしましょう。手術はかわいそう、と思う人もいるかもしれませんが、不妊・去勢手術は、病気の予防やマーキング行為の減少にもなります。また、不幸な命を増やさないことにもつながります。

犬の散歩時にはマナーを守りましょう

愛犬を散歩させる時は、必ずリードを着け、ふんは後始末をしましょう。なお、犬の放し飼いは禁止されています。

動物は遺棄しないようにしましょう

動物の遺棄は、罰則をもって禁止されています。

飼い犬・猫に関するトラブルについて

犬猫の鳴き声やふん尿などによりトラブルが発生したときは、関係者で解決していただくこととなります。周辺住民がふん尿、鳴き声などにより被害を受けた場合は、損害賠償が請求されたケースがありますので、犬、猫を飼育されている住民の皆さんにおかれましては、適正な飼育に努めていただきますようお願いいたします。



道路上に張り出している樹木の伐採について(お願い)



庭木などの剪定・伐採をおこない適切な管理をしましょう

車道や歩道の一部において、樹木や生垣が覆いかぶさると通行しづらだけでなく、折れ木・落枝などが交通障害を引き起こす場合があります。私有地から張り出している樹木は土地所有者に所有権があるため、村で剪定・伐採ができません。

折れ木・落枝などや樹木が道路にはみ出していることが原因で事故などが発生した場合は、所有者が責任を問われることがあります。

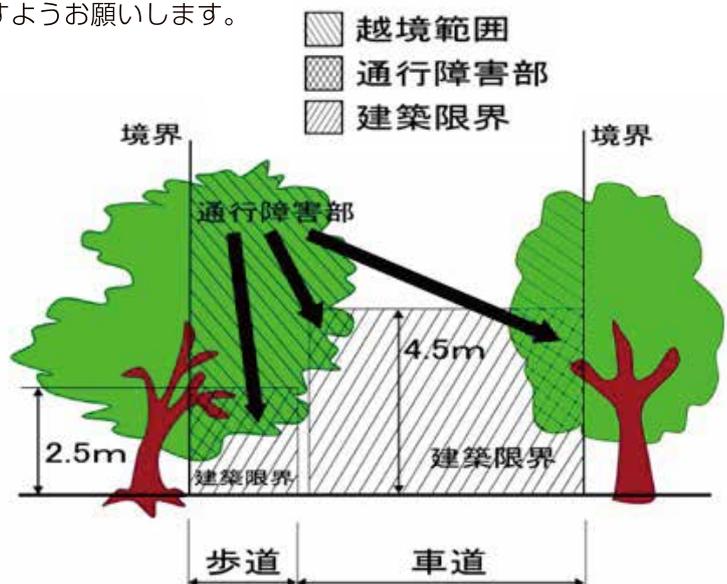
所有者の皆さんには適切な管理をしていただきますようお願いいたします。

※剪定・伐採の作業時には、通行車両や自動車・歩行者の安全確保と、樹木やはしごなどからの転落防止に十分ご注意ください。

建築限界とは

(道路法第30条、道路構造令第12条)

自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木などが線路上に入ってはいけない「空間」を定めるものを建築限界といいます。高さについて車道の場合は「4.5m」歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木などが道路に張り出していると、建築限界を犯している可能性があります。



〈問い合わせ〉建設課 建設係 TEL0967 (67) 3178